

ワクチン接種証明書 発行手続き 第5回自治体向け説明会

令和4年4月28日(木)

厚生労働省健康局健康課予防接種室
デジタル庁国民向けサービスグループ (VRS担当)
個人情報保護委員会事務局

1. 接種証明書のコンビニ交付について

- ・ コンビニ交付導入の趣旨
- ・ コンビニ交付制度の概要
- ・ 接種証明書におけるコンビニ交付の概要
- ・ 市町村において準備いただきたい作業

2. その他（接種証明書制度の現況）

- ・ 諸外国との調整状況
- ・ 外国国内での活用
- ・ 接種証明書アプリのアップデート状況
- ・ デジタル改革共創プラットフォーム

3. Q&A

- ・ 本説明会開催中に頂いたご質問への回答

1. 接種証明書のコンビニ交付について

接種証明書におけるコンビニ交付導入の趣旨

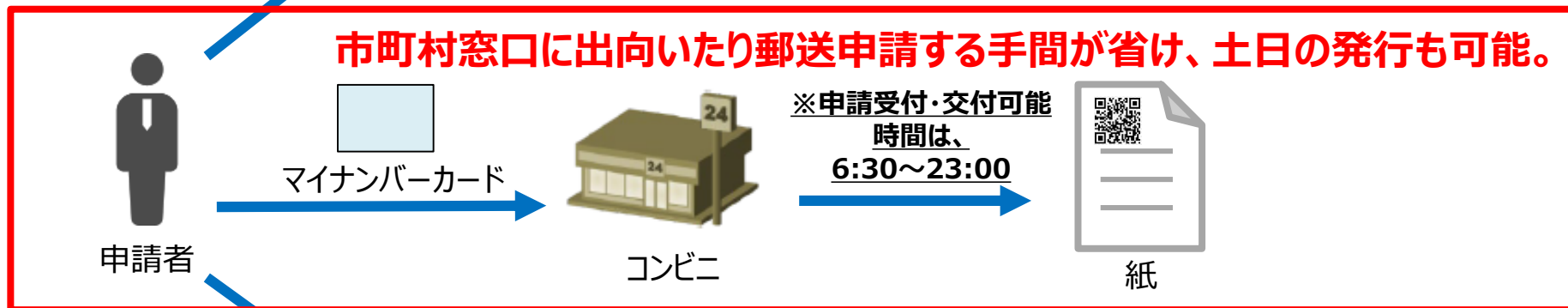
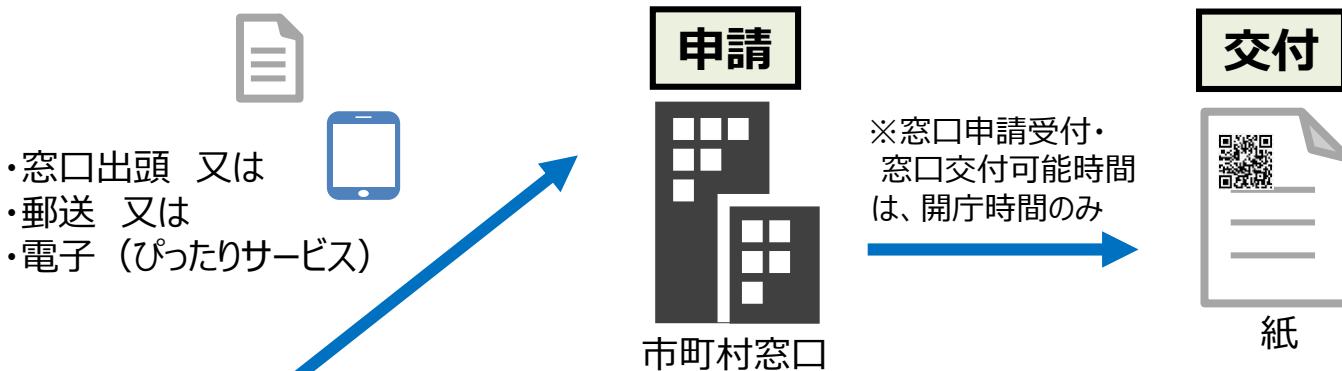
- ワクチン接種証明書については、昨年末にアプリのリリースなどのデジタル化を行ったところであるが、今後、接種証明書アプリでカバーできない国民の利便性向上に関する対応として、接種証明書のコンビニ交付を可能とする方向。

<想定されるコンビニ交付のニーズ>

- ・ 市町村窓口の閉庁時間（土日）等に紙での接種証明書を必要とする場合
- ・ 電子ではなく紙での接種証明が必要な場合
（「提示」ではなく「提出」が求められた場合など）
- ・ 転居により複数の市町村で接種を受けた場合
- ・ 高齢者など、スマートフォンを持っていない場合
- ・ スマートフォンの持参忘れ、故障・紛失、電池切れなどの発生時に備えた取得

⇒ ワクチン接種証明書は、接種記録が複数の市町村にまたがる場合に、国民の手続きが煩雑となることから、アプリ交付と同様、全市町村がコンビニ交付に参加することが重要。

接種証明書における申請・交付（イメージ）



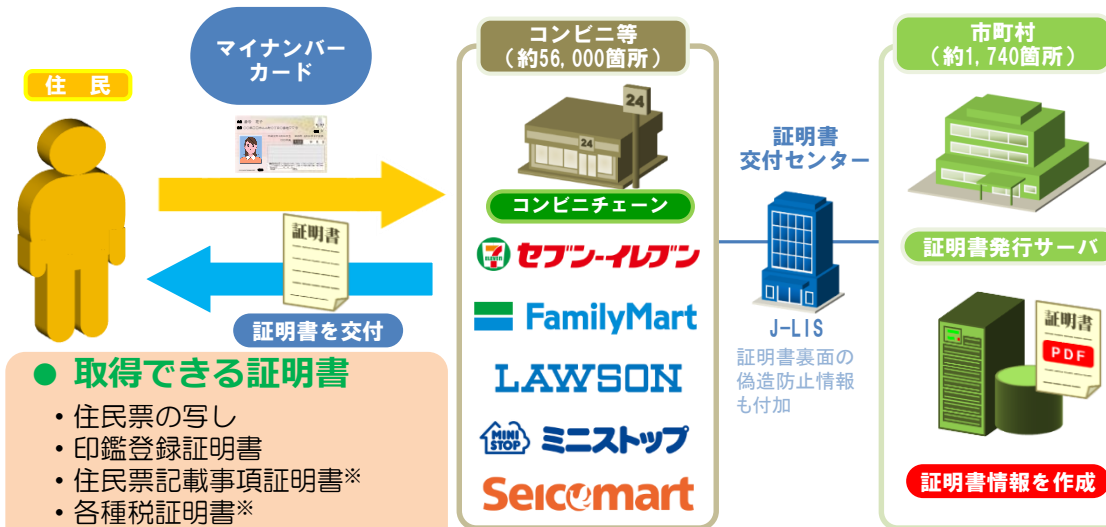
参考：証明書等のコンビニ交付サービス

全国のコンビニエンスストア等(約56,000)で住民票の写し等が取得可能。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和4年4月1日時点	946	11,185万人
令和4年度末見込み	953	11,201万人

※ 令和4年度末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に配備



● 取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 住民票記載事項証明書*
- 各種税証明書*
- 戸籍証明書*
- 戸籍の附票の写し*

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

- 住民の利便性向上
- 窓口業務の負担軽減
- 証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約56,000店舗で交付を受けられる

年度別コンビニ交付通数

種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住民票	748,120	1,273,482	1,773,227	2,386,613	4,100,191	7,078,835
住記載	6,310	14,418	22,577	31,693	51,625	96,148
印鑑	664,150	1,086,277	1,436,862	1,862,637	2,984,766	4,795,695
税	87,051	175,996	255,328	338,597	530,124	976,469
戸籍	47,196	112,206	192,234	300,519	493,285	940,851
附票	5,714	11,869	17,575	27,324	44,523	84,913
合計	1,558,541	2,674,248	3,697,803	4,947,383	8,204,514	13,972,911

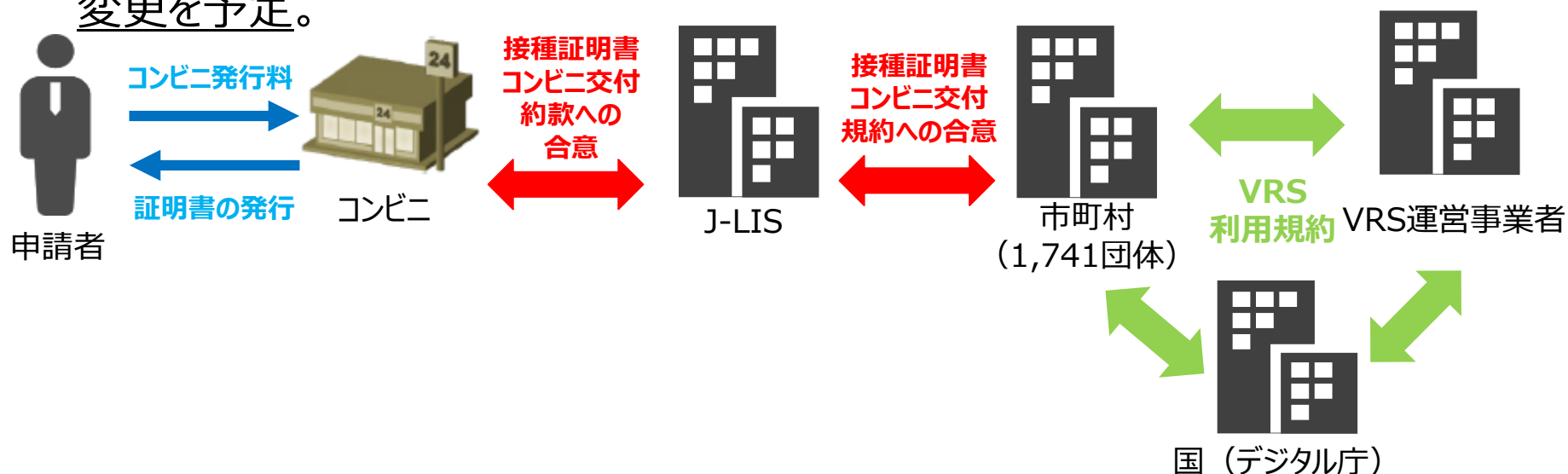
接種証明書のコンビニ交付における制度設計（案）

<基本的考え方>

- 新型コロナ禍が続く中、その緊急性及び国民のニーズにきめ細かく対応する観点から、国が主導する形で早期に全ての市町村が参加しやすい仕組みとする。

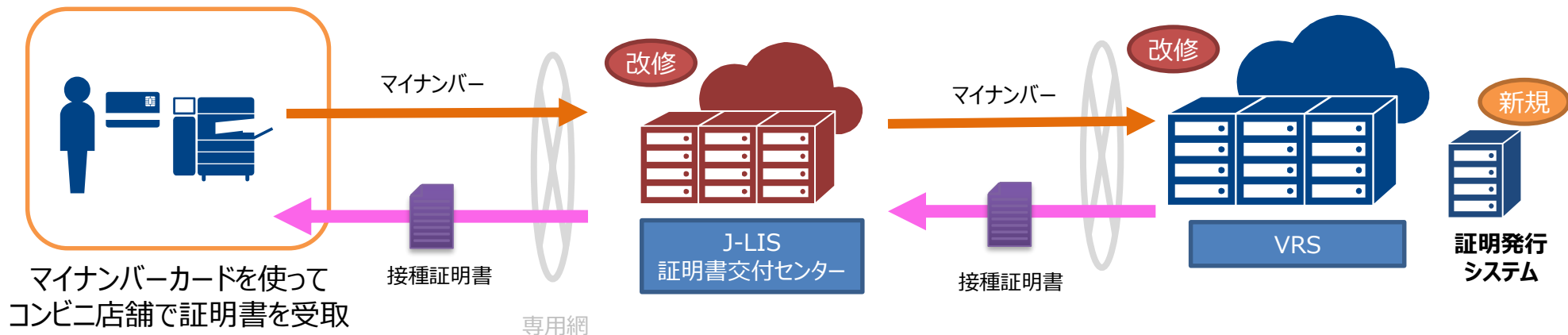
<仕組み>

- ・ 国が一括してシステム改修し、その導入経費は国が負担（市町村のシステム改修や導入経費負担は不要）。
- ・ 令和4年度は運用経費を国が負担。
- ・ 市町村における条例策定、予算措置は不要。市町村は申請者から手数料を徴収せず、コンビニに生じる実費相当分を申請者がコンビニへ支払う。
- ・ 接種証明書のコンビニ交付サービスを利用するための各種規約への市町村による同意。
- ・ 令和5年度以降は、運用経費、条例策定、予算措置、契約形態などの取扱変更を予定。



ワクチン接種証明書のコンビニ交付に係るシステム改修について

- 各市町村におけるシステム改修などを行わずに、VRSを国が一括して改修することで制度導入を可能とする仕組みを構築予定。



※ 海外用の接種証明書について

- コンビニ交付での海外用の接種証明書に記載されるパスポート情報について、VRSに記録されている発行履歴のパスポート情報を活用。
- そのため、事前にパスポート情報の登録がないと海外用の接種証明書のコンビニ交付はできない。
- 事前に市町村窓口やアプリで接種証明書の交付申請を行い、発行履歴としてパスポート情報をVRSに記録した後であればコンビニ交付が可能となる。

市町村において準備いただきたい作業

- 令和4年夏頃からのサービス開始を予定しております。
- 全ての市町村において、開始までに、下記の対応をお願いいたします（アプリサービス開始時と同様、サービス利用開始に係る同意及びPIAの見直しが必要です。）。
- 詳細については、追って事務連絡等で御連絡いたします。

1 接種証明書のコンビニ交付サービスの実施に係る規約への同意

接種証明書のコンビニ交付サービスについては、通常の証明書等のコンビニ交付と運用が異なるため、接種証明書専用の規約を用意する予定。当該規約への同意を実施

※ 通常のコンビニ交付を実施している場合においても、接種証明書のコンビニ交付サービスの利用に係る規約への同意が別途必要

2 特定個人情報保護評価（PIA）の（評価書の）見直し

新たにコンビニのキオスク端末から個人番号を取得することに伴い、特定個人情報の取扱いに変更が生じるため、特定個人情報保護評価の再実施が必要と考えられる。

3 改正後のVRSの利用にあたっての確認事項への再同意

特定個人情報の取扱いに変更が生じるため、「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」を改正する予定であることに伴う再同意を実施

参考：市町村における令和4年度の準備作業

市町村における準備作業	接種証明書 のアプリ交付	接種証明書 のコンビニ交付	(参考) 住民票等の コンビニ交付
市町村負担によるシステム改修 (証明発行サーバーの開発・運用など)	不要	不要	必要
手数料条例の策定	不要	不要 (※)	必要
交付のためのシステム運営経費 (J-LIS運営負担金の支払いなど)	不要	不要 (※)	必要
歳出・歳入予算の計上	不要	不要 (※)	必要
特定個人情報保護評価 (PIA) の見直し	必要	必要	不要
サービス利用開始に係る同意	必要	必要	必要

※令和5年度以降は取扱いを変更予定

コンビニ交付に係る特定個人情報保護評価の実施について

- 接種証明書のコンビニ交付に当たっては、新たにコンビニのキオスク端末から個人番号を取得することに伴い、特定個人情報の取扱いに変更が生じるため、特定個人情報保護評価の再実施が必要。
 - ※ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）に基づき、事後評価としている場合であっても、評価等を実施することが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価等を行うことが必要。

- 接種証明書のコンビニ交付開始に当たっての評価の再実施については、事前に実施することが原則である。他方、コロナ渦において追加接種が継続し、海外渡航の円滑化、社会経済活動の正常化等に向けた取組として、接種証明書を取得する需要は依然として高い中（必要性）、国民のきめ細やかなニーズに対応し、市町村窓口での対面を避けて、より簡素な手続により交付できるよう、コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要があり（緊急性）、事前に評価を実施することが困難な状態にある場合には、事後評価の適用対象にもなり得るものと考えられる。ただし、この場合であっても、評価を実施することが困難な状態が解消された時期において、可及的速やかに評価を行うことが必要。

新型コロナウイルスワクチン接種事務に係る特定個人情報保護評価の実施について

- VRSの利用や接種証明書の交付に係るマイナンバーの利用にあたって、新型コロナウイルスの予防接種事務に係る特定個人情報保護評価の実施や見直しが必要であり、これまで、新型コロナウイルスの予防接種事務に関し、以下の評価の実施等について連絡済。
 - ① ワクチン接種記録システム（VRS）を用いること等に伴う評価の実施（令和3年4月23日付事務連絡）
 - ② 接種証明書の窓口申請・郵送申請受付に係る評価書の修正（令和3年7月26日付事務連絡）
 - ③ 接種証明書の電子申請受付に係る評価の再実施（令和3年8月19日付事務連絡）
 - ④ 接種証明書の電子交付等に係る評価の再実施（令和3年12月3日付事務連絡）
 - ⑤ VRSの一括照会機能追加に係る評価書の修正（令和4年3月10日付事務連絡）

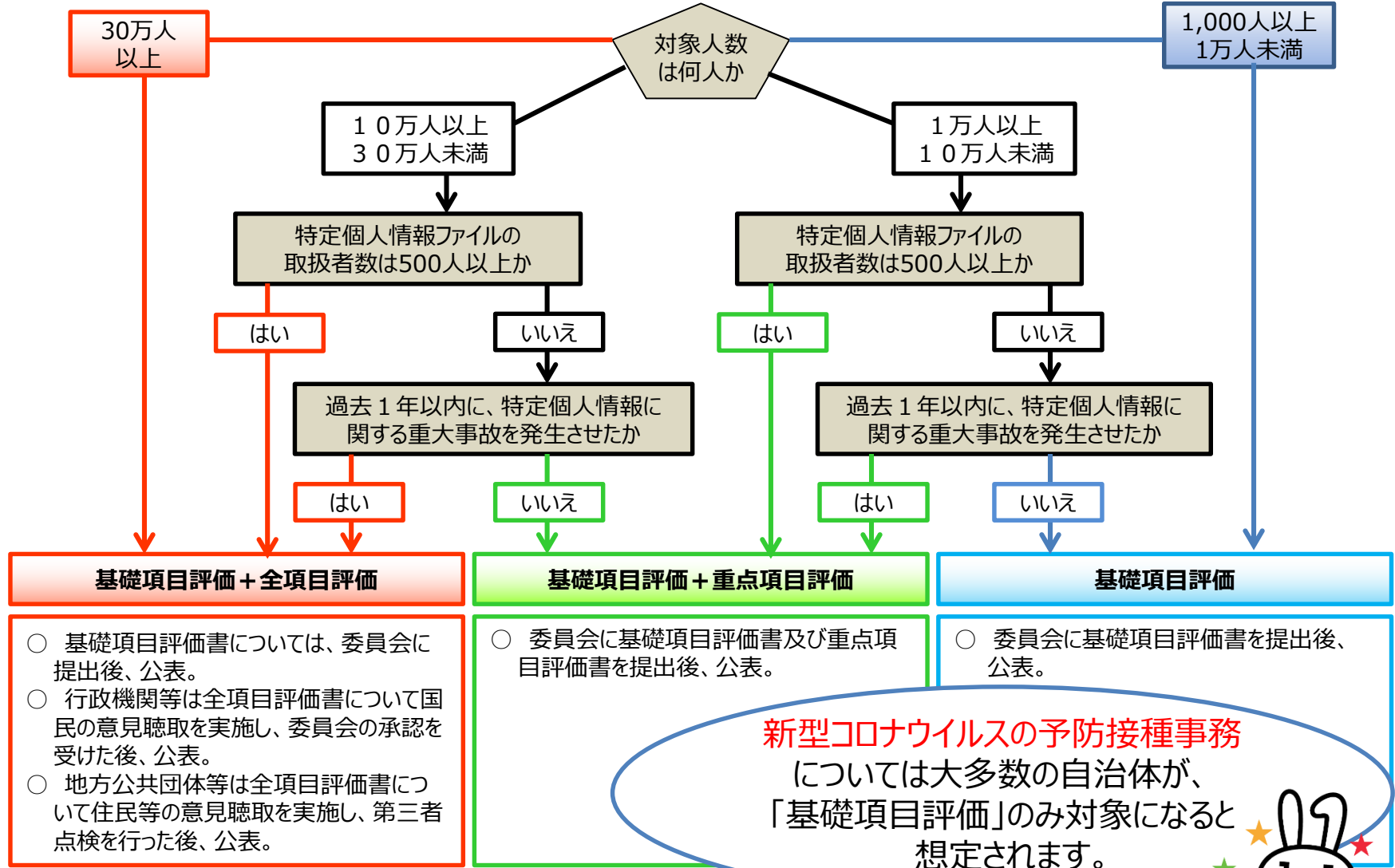
- 各市町村における実施状況を調査（※）したところ、下記のとおり（回答率は約80%（1392市町村/1741市町村））。
 - ・ ①～⑤まで実施済：約60%
 - ・ 全て未実施：約3%

※新型コロナウイルス感染症の予防接種事務等の特定個人情報保護評価の実施状況調査について（令和4年3月18日事務連絡 厚生労働省健康局健康課予防接種室、デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当））

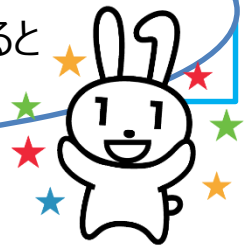
- 上記①～⑤の評価については、未実施の場合、可及的速やかに実施していただきたい。

- また、これらの評価の実施状況については、番号法第29条の3第2項に基づく個人情報保護委員会の定期的な報告等において調査予定。

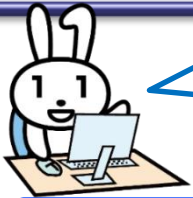
しきい値判断



※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



「基礎項目評価」の概要

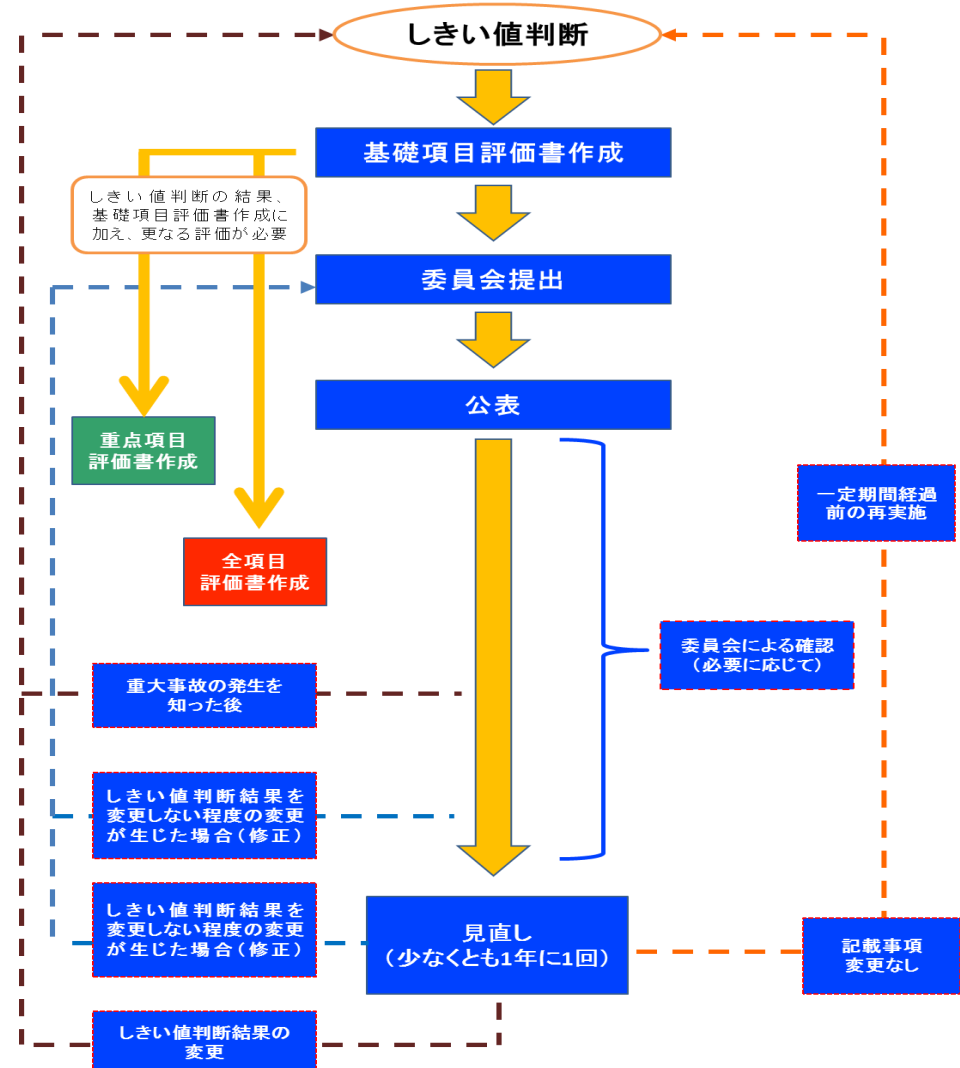


「基礎項目評価」は、①評価書作成、②委員会提出、③公表の3ステップのみとなります

記載事項

- I 関連情報
- II しきい値判断項目
 1. 対象人数
評価対象の事務の対象人数は何人が
 2. 取扱者数
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
 3. 重大事故
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果
- IV リスク対策
 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
 3. 特定個人情報の使用
 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
 7. 特定個人情報の保管・消去
 8. 監査
 9. 従業者に対する教育・啓発

基礎項目評価実施フロー



【参考】基礎項目評価書の記載例について ①

I 関連情報（青字：VRSの使用、赤字：接種証明書の交付、緑字：情報提供NWSでの情報連携）

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
②事務の概要	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録ファイル(特定個人情報ファイルの名称を記載)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項(予防接種法) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項</p> <p>【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	●●市●●部●●課
②所属長の役職名	●●課長(評価の実施を担当する部署の名称及び所属長の役職名を記載)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	部署の名称、住所、電話番号等
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署の名称、住所、電話番号等

【参考】基礎項目評価書の記載例について ②

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月5日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月5日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

入力後、自動
で判定

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

既存の予防接種事務の評価書に新型コロナウイルスの予防接種事務を追加する場合、しきい値判断の結果に変更が生じることも考えられるので注意が必要です。

【参考】基礎項目評価書の記載例について ③

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
	[]委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
	[]提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	
	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
7. 特定個人情報の保管・消去	
8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

IVリスク対策の2～7については、特定個人情報の取扱いの各場面（入手～保管・消去）における、リスクに対する措置について、その内容を確認し、実施状況を選択してください。8については、監査を実施している場合、その方法を選択してください。9については、特定個人情報を取り扱う従業者への教育・啓発の実施状況について選択してください。

2. その他（接種証明書制度の現況）

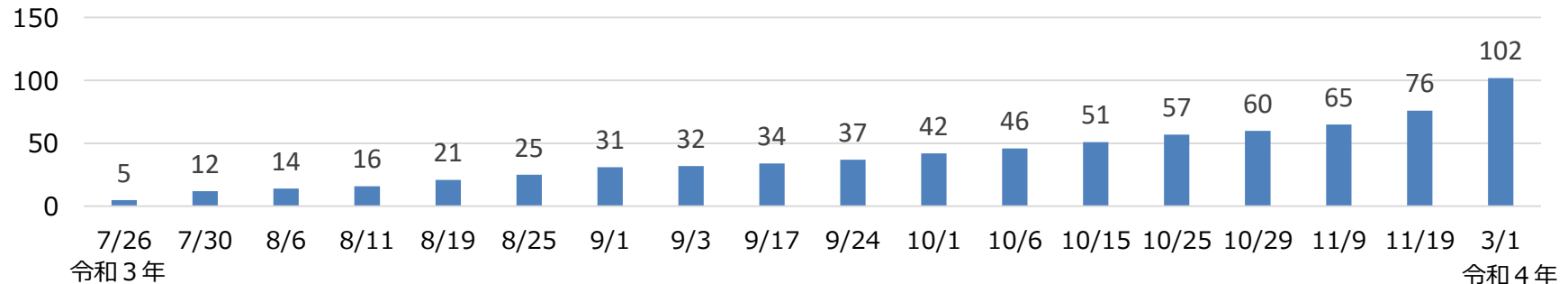
接種証明書の諸外国との調整状況

➤ 接種証明書が入国時に有効と認められる国・地域については、令和3年7月末の制度開始当初の5カ国から102カ国・地域（令和4年3月24日時点）まで増加している。

接種証明書が使用可能な国・地域一覧（令和4年3月24日時点）

【アジア】 インドネシア 韓国 シンガポール スリランカ タイ 台湾 ネパール パキスタン バングラデシュ 東ティモール フィリピン ブータン ブルネイ ベトナム 香港 マカオ マレーシア モルディブ モンゴル	【大洋州】 オーストラリア サモア ソロモン諸島 ニュージーランド パプアニューギニア パラオ フィジー マーシャル諸島 【北米】 カナダ 米国 【中南米】 アルゼンチン 英領バミューダ エクアドル	【中南米】 エルサルバドル キューバ グアテマラ コスタリカ ジャマイカ セントクリストファー・ネイビス セントビンセント チリ ドミニカ共和国 ドミニカ国 ニカラグア パナマ パラグアイ ベリーズ バルバドス ブラジル ホンジュラス	【欧州】 アイスランド アイルランド アルバニア アンドラ イタリア 英国 エストニア オーストリア オランダ カザフスタン ギリシャ キルギス クオアチア コソボ ジョージア スイス スペイン スロバキア	【欧州】 スロベニア チェコ デンマーク ドイツ トルクメニスタン バチカン フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ マルタ モナコ リトアニア ルーマニア ルクセンブルク	【中東・北アフリカ】 アラブ首長国連邦 イスラエル イラク オマーン クウェート チュニジア トルコ バーレーン レバノン 【サブサハラ・アフリカ】 アンゴラ エチオピア カーボベルデ ガボン セーシェル モーリシャス モーリタニア ルワンダ
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（参考）対象国・地域数の推移



ワクチン接種証明書の外国国内での活用について

- これまでも各省のHP等でご案内しているとおり、海外用の接種証明書は、諸外国が講じている水際防疫措置の緩和・免除を受けるために発行しているものであり、当該緩和等の取扱いについては、諸外国とも事前に調整の上で、認められたもの。

- 一方で、渡航先国内における飲食店などにおける利用を保証するものではないため、利用できないことによる影響が大きい場合は、
 - ・ 接種証明書の提示を求められるのかどうか
 - ・ 求められる接種証明書の性質・範囲
 - ① 当該国の制度との関係 例えば、日本の接種証明書など自国以外の発行した証明書が認められるのか、二次元コードが記載されていないと認められないのか
 - ② 店舗側のルールとの関係 例えば、日本で発行している二次元コード（SHC規格、VDS-NC規格）が読み取ることができるかなどについて、申請者において事前にご確認いただくことが必要。

接種証明書アプリのアップデート

- 新型コロナワクチン接種証明書アプリをリリース後、約2週間に1度のペースで継続してアップデート。
- 更新情報については、[デジタル庁のWebサイト](#)にも掲載。
- アプリのエラーコードの一覧をLGWANポータルに掲載。
- デジタル改革共創プラットフォーム（本資料末尾に参考資料掲載）でも適宜情報発信中。

アプリの主な改修内容

- 1月21日 モデルナワクチンの製品名を「COVID-19ワクチンモデルナ」から「スパイクバックス」に変更
※1月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書におけるモデルナ社のワクチンの製品名変更について」を参照。
- 旧姓等が併記されたマイナンバーカードに対応
※1月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行マニュアルの改正について」を参照。
- 2月21日 小児用ファイザー社ワクチンの接種記録に対応
※2月16日付事務連絡「5～11歳の子どもへの接種に伴うVRSの変更点について」を参照。
- 3月11日 市区町村の問合せ先の表示機能の追加
※3月7日付事務連絡「新型コロナワクチン接種証明書アプリにおける市区町村の問合せ先の表示機能の追加について」を参照。

最新版のアプリへのアップデートを適宜ご案内ください。

(アプリをアップデートしても取得済の電子版接種証明書は保持されます)

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

デジタル改革共創プラットフォーム

政府と自治体職員とのコミュニケーションの場である
自治体職員×政府機関職員「デジタル改革共創プラットフォーム」

- 自治体職員であればどなたでも参加可能
- 自治体職員・政府機関職員に参加者を限定
～自由な情報共有と意見交換が可能
- 既存コミュニティプラットフォーム「Slack」を活用
→LGWAN対応に向けて調整中
- デジタル庁のみならず他省庁と統合・横展開予定
※農水省の優良事例をデジタル庁として採用



テーマ毎に個別のチャンネルを立ち上げ
2800人以上が参加するプラットフォーム

(テーマ例)

- 地方業務システムの標準化とガバメントクラウド
- VRS（ワクチン接種記録システム）
- マイナポイント
- デジタル田園都市国家構想

など



【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

主なチャンネル一覧（順次追加予定）

- テーマ別チャンネルでは、ガバクラ、VRS、マイナポイント、デジタル田園都市国家構想等で運用を開始済み
- 参加者から要望のあったテーマのチャンネル作成に向けて随時調整を進めていく

	チャンネル名	利用目的	ファシリテーター
全体向け	デジ_all_イベント情報	イベント告知やプレスリリース等の発表	
	デジ_all_書き込み練習	機能のお試しや書き込みのテスト	
	デジ_all_ご利用ヘルプ	使い方に関する質問等	事務局
	デジ_all_自己紹介	新しく入った者の自己紹介	
	デジ_all_チャンネル作成要望	事務局へのチャンネル作成要望	事務局
	デジ_all_デジタル庁からのお知らせ	デジタル庁から全員への周知（チャンネル新規作成、利用案内など）	事務局
	デジ_all_何でも相談	後述のテーマ別チャンネルがないテーマについて相談	
	自治体DX計画	自治体のDX推進計画に関すること	
テーマ別	デジ_pj_オープンデータ	オープンデータに関すること	データ班
	デジ_pj_マイナポイント	マイナポイントに関すること	総務省・デジ庁
	デジ_pj_標準化-ガバメントクラウド	地方業務システム標準化・ガバクラに関すること	地方業務班
	デジ_pj_vrs	VRSに関すること	VRS班
	デジ_pj_こども情報連携	こどもに関する情報・データ連携に関すること	こども教育班
	デジ_pj_デジタル田園都市国家構想	デジタル田園都市国家構想に関すること	内閣官房・デジ庁
	デジ_pj_サービスデザイン	行政におけるデザインに関すること	デザイナーユニット
	デジ_pj_デジタル人材	デジタル人材の育成や確保、活用に関すること	総務省・デジ庁
	デジ_pj_引越しOSS	マイナポータルを利用した引越しOSSに関すること	OSS班
	トータルデザイン実現に向けた自治体タスクフォース	Teams上でやりとりしていたTFのやり取りをTeamsに移行したもの	ID認証班
地域別	デジ_re_三重県	三重県内のデジタル化に関すること	三重県
	デジ_re_奈良県	奈良県内のデジタル化に関すること	奈良県
	デジ_re_群馬県	群馬県内のデジタル化に関すること	群馬県
	デジ_re_千葉県	千葉県内のデジタル化に関すること	千葉県
	デジ_re_東京都	東京都内のデジタル化に関すること	東京都
	デジ_re_長崎県	長崎県内のデジタル化に関すること	

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

参加方法

● 登録マニュアル

(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211110_emaaffdc_cp_registration_manual_01.pdf) をお読みいただき、登録フォーム

(<https://forms.office.com/r/E7A93w4ygJ>) から共創プラットフォームへの参加申請をしてください
ますようお願いいたします。

➤ 登録までの流れ

- ① インターネットメールが受け取れる「.lg.jp」「go.jp」のドメインのメールアドレスが必要です。
「.lg.jp」「go.jp」以外のメールアドレスも専用リンクから申請可能ですが、審査に時間を要します。
- ② LGWANに対応していないため、自治体職員の方の登録は、インターネット接続系端末もしくは私用のデバイス（PC、スマホ等）をご用意ください。
- ③ 登録フォーム (<https://forms.office.com/r/E7A93w4ygJ>) から参加申請。デジタル庁職員が申請を確認します。その後、招待メールが届きますので、登録マニュアルの手順に従って操作してください。

➤ 問い合わせ先



詳細は「デジタル庁 共創PF」で検索。デジタル庁お知らせページをご覧ください。

<https://www.digital.go.jp/posts/4PB81KNy>



お問い合わせはメールで受け付けています。

デジタル庁 デジタル改革共創プラットフォーム事務局: co-creation-platform@digital.go.jp

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

(参考)利用ルール①

大項目	中項目
利用資格	<ul style="list-style-type: none">・ <u>利用者は、自治体・官公庁の職員に限定します。</u>
アカウント	<ul style="list-style-type: none">・ 管理者は、デジタル庁「デジタル改革共創プラットフォーム事務局」になります（農水省と共同運営）・ <u>1つのメールアドレスにつき、1つのアカウントを付与</u>しております。 ※自治体ごとの数の制限はありません。 ※申請は組織アカウントでも可能ですが、<u>個人名での登録をお願いします。</u>（書き込まれた内容は、組織を代表したものとは取り扱いません）
プロフィール	<ul style="list-style-type: none">・ アカウントのプロフィールは、氏名やプロフィール画像は個人で編集してください。・ プロフィール画像はないととてもチャンネルがとてもさみしく見えるので、ぜひ個性のある画像をお願いします。
ワークスペース・チャンネル	<ul style="list-style-type: none">・ チャンネルの作成希望は # デジ_チャンネル作成要望 等でご相談ください。・ Slackの機能や運用に関するご質問は、質問用のチャンネルに投稿をお願いします。・ チャンネルが荒れた場合や、議論を終了した場合等は、チャンネルの削除やアーカイブ化を行います。
Slackの外部アプリ等の連携	<ul style="list-style-type: none">・ まずはミニマムかつシンプルにスタートしますが、Slackの特徴である外部アプリ等の連携については、今後みなさんと相談しながら検討していきます。

【参考】デジタル改革共創プラットフォームについて

(参考)利用ルール②

大項目	中項目
投稿ルール	<ul style="list-style-type: none">・ 投稿は個人のご意見として取り扱います。（組織を代表とした意見としては取り扱いません）・ 自由闊達な議論のため、所属する組織や役職等にとられない、前向きな投稿をお願いします。・ 意見交換の大前提はお互いの「信頼」です。信頼を壊すような行為は絶対にやめましょう。・ 誰もが平等に自由に課題やアイデアを積極的に投稿できます。ただし、他者にコメントする際は、一方的な否定から入らないように注意しましょう。また、単に「それはダメだ。ムリだ」と「感想」を述べるだけでなく、必ずその理由や対案を付記し「意見」を述べるように気をつけましょう。・ 他者のアイデアや意見の一部を切り出して他のソーシャルメディア等に転載することはルール違反です。転載を希望する場合は事前に発言者の許諾を得ましょう。・ 個人情報や機密性のある投稿や資料は書き込んだり格納したりしないようにしましょう。・ おやすみモードや休暇中等のステータスはみんなで尊重しましょう。・ 「お世話になります」といったビジネス慣用語がないことを「マナー違反」とは思わないようにしましょう。Slackのようなビジネスチャットでは使用しないことが一般的とされています。・ 伝えたい相手ははっきりしているときはメンション「@」を使って宛先を明確にしましょう。・ 不慣れなメンバーがいることを前提に温かく振る舞いましょう。少々ミスや失敗はにこやかにスルーしてください。・ 記事・広告の貼り付けのみ等、意見を伴わない投稿は、意見交換につながりにくく、他の投稿が流れてしまうためやめましょう。また、自己宣伝やスパム、無関係なリンク等の投稿はやめましょう。・ 誹謗中傷その他不快感を与える投稿は現に慎みましょう。・ ルールやマナーを著しく逸脱する行為が見受けられた場合は、やむを得ず発言者の許可なくコメントを削除又は退会いただく場合があります。
情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none">・ 共創PFで得られた情報は、各行政組織間での取扱いにとどめ、外部に公表することはご遠慮ください。・ 個人情報に関する内容等は、関連法規を遵守の上、取扱いをお願いします。
ルール違反	<ul style="list-style-type: none">・ 運用ルールへの違反・迷惑行為等については、投稿の削除や修正、アカウントの削除依頼等を行います。

3. Q&A

本説明会中にチャットで
受け付けた質問にご回答します。